	特定麻薬向精神薬原料	A 麻薬向精神薬原料	B 適用除外 次の濃度以下の物について は、麻薬及び向精神薬取締法の 規定が除外されます。	C 事故の届出 次の数量を超える麻薬向精神 薬原料につき事故が生じた場合 は、事故の届出が必要です。
1		アセトン	5 0 %	1 5 0 kg
2		アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として50%	アントラニル酸として30kg
3		エチルエーテル	5 0 %	1 4 0 kg
4		塩酸	塩化水素を10%	塩化水素を20kg
5		トルエン	5 0 %	1 7 0 kg
6		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	ピペリジンとして500g
7		メチルエチルケトン	5 0 %	1 6 0 kg
8		硫酸	1 0 %	2 0 kg
9	0	N-アセチルアントラニル酸及	N-アセチルアントラニル酸と	N-アセチルアントラニル酸と
10	0	びその塩類 4-アニリノピペリジン及びそ	して50% 4-アニリノピペリジンとして	して40kg (数量にかかわらず届出が必要)
10		の塩類	50%	(数単にパル゚ネク゚ウ゚タ 畑山パ心安)
11	0	4-アニリノー1-フェネチル	4-アニリノー1-フェネチル	(数量にかかわらず届出が必要)
		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	
12	0	イソサフロール	5 0 %	4 kg
13	0	エチル=2-メチル-3-(3,	エチル=2-メチル-3-(3,	(数量にかかわらず届出が必要)
		4 - メチレンジオキシフェニル)	4-メチレンジオキシフェニル)	
		オキシランー2-カルボキシラ	オキシランー2-カルボキシラ	
		ート及びその塩類	ートとして50%	
14	0	エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして50%	エルゴタミンとして20g
15	0	エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして50%	エルゴメトリンとして10g
16	0	過マンガン酸カリウム	10%	5 5 kg
17	0	サフロール	5 0 %	4 kg
18	0	1, 1-ジメチルエチル=4-ア	1, 1-ジメチルエチル=4-ア	(数量にかかわらず届出が必要)
		ニリノピペリジン-1-カルボ	ニリノピペリジン-1-カルボ	
		キシラート及びその塩類	キシラートとして50%	
19	0	1, 1-ジメチルエチル=ピペリ	1, 1-ジメチルエチル=ピペリ	(数量にかかわらず届出が必要)
		ジン-4-オン-1-カルボキ	ジンー4ーオンー1ーカルボキ	
		シラート及びその塩類	シラートとして50%	

		T	T	1
20	0	1, 1-ジメチルエチル=2-メ	1, 1-ジメチルエチル=2-メ	(数量にかかわらず届出が必要)
		チルー3ー(3,4ーメチレンジ	チルー3ー(3,4ーメチレンジ	
		オキシフェニル) オキシラン-2	オキシフェニル) オキシラン-2	
		-カルボキシラート及びその塩	-カルボキシラートとして5	
		類	0 %	
21	0	ピペリジンー4-オン及びその	ピペリジンー4ーオンとして5	(数量にかかわらず届出が必要)
		塩類	0 %	
22	0	ピペロナール	5 0 %	4 kg
23	0	N-フェニル-N- (ピペリジン	N-フェニル-N- (ピペリジン	(数量にかかわらず届出が必要)
		-4-イル) プロパンアミド及び	-4-イル) プロパンアミドとし	
		その塩類	て50%	
24	0	1-フェネチルピペリジン-4	1-フェネチルピペリジン-4	(数量にかかわらず届出が必要)
		一オン及びその塩類	ーオンとして50%	
25	0	ブチル=2-メチル-3-(3,	ブチル=2-メチル-3-(3,	(数量にかかわらず届出が必要)
		4-メチレンジオキシフェニル)	4-メチレンジオキシフェニル)	
		オキシランー2-カルボキシラ	オキシランー2-カルボキシラ	
		ート及びその塩類	ートとして50%	
26	0	プロピル=2-メチル-3-	プロピル=2-メチル-3-	(数量にかかわらず届出が必要)
		(3, 4-メチレンジオキシフェ	(3, 4-メチレンジオキシフェ	
		ニル) オキシラン-2-カルボキ	ニル) オキシラン-2-カルボキ	
		シラート及びその塩類	シラートとして50%	
27	0	無水酢酸	5 0 %	2 1 0 kg
28	0	1-メチルエチル=2-メチル	1-メチルエチル=2-メチル	(数量にかかわらず届出が必要)
		-3-(3,4-メチレンジオキ	-3-(3,4-メチレンジオキ	
		シフェニル) オキシランー2ーカ	シフェニル) オキシランー2ーカ	
		ルボキシラート及びその塩類	ルボキシラートとして50%	
29	0	1-メチルプロピル=2-メチ	1-メチルプロピル=2-メチ	(数量にかかわらず届出が必要)
		ルー3-(3,4-メチレンジオ	ルー3ー(3,4ーメチレンジオ	
		キシフェニル) オキシラン-2-	キシフェニル) オキシラン-2-	
		カルボキシラート及びその塩類	カルボキシラートとして50%	
30	0	2-メチルプロピル=2-メチ	2-メチルプロピル=2-メチ	(数量にかかわらず届出が必要)
		ルー3- (3, 4-メチレンジオ	ルー3- (3, 4-メチレンジオ	
		キシフェニル) オキシラン-2-	キシフェニル) オキシラン-2-	
		カルボキシラート及びその塩類	カルボキシラートとして50%	
		l	l	

31	0	メチル=2-メチル-3-(3,	メチル=2-メチル-3-(3,	(数量にかかわらず届出が必要)
		4―メチレンジオキシフェニル)	4―メチレンジオキシフェニル)	
		ーオキシランー2ーカルボキシ	ーオキシランー2ーカルボキシ	
		ラート及びその塩類	ラートとして50%	
32	0	2-メチル-3-(3,4-メチ	2-メチル-3- (3, 4-メチ	(数量にかかわらず届出が必要)
		レンジオキシフェニル) -オキシ	レンジオキシフェニル) -オキシ	
		ランー2-カルボン酸及びその	ランー2ーカルボン酸として5	
		塩類	0 %	
33	0	3,4-メチレンジオキシフェニ	5 0 %	$4 \mathrm{kg}$
		ルー2-プロパノン		
34	0	リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として50%	リゼルギン酸として10g

- ※麻薬向精神薬原料のうち、アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン、 放射性物質を含有する物は、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。
- ※バッテリーに使用されている硫酸については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸については、 規制対象となります。

(H18/6/27 薬食監麻発第 0627001 号)

令和6年8月現在